

# 少子化・子育て支援対策特別委員会会議録

平成21年11月9日

場 所 第5委員会室

平成21年11月9日（月曜日）

午前10時1分開会

会議に付した案件

○概要説明

福祉保健部

次世代育成支援宮崎県行動計画の進捗状況  
について

商工観光労働部、福祉保健部、教育委員会

1. 若年者の就労支援について
2. 「ひきこもり」の現状について
3. 「子ども・若者育成支援推進法」の概要  
について

○協議事項

1. 次回委員会について
2. その他

出席委員（13人）

|     |   |       |
|-----|---|-------|
| 委員  | 長 | 凶師博規  |
| 副委員 | 長 | 田口雄二  |
| 委員  |   | 米良政美  |
| 委員  |   | 蓬原正三  |
| 委員  |   | 萩原耕三  |
| 委員  |   | 押川修一郎 |
| 委員  |   | 外山衛   |
| 委員  |   | 松村悟郎  |
| 委員  |   | 外山良治  |
| 委員  |   | 太田清海  |
| 委員  |   | 西村賢   |
| 委員  |   | 新見昌安  |
| 委員  |   | 水間篤典  |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 福祉保健部長            | 高橋博   |
| 福祉保健部次長<br>（福祉担当） | 加藤裕彦  |
| 子ども政策局長           | 山田敏代  |
| 部参事兼<br>福祉保健課長    | 佐藤健司  |
| 就労支援・精神<br>保健対策室長 | 野崎邦男  |
| 子ども政策課長           | 京野邦生  |
| 子ども家庭課長           | 舟田美揮子 |

商工労働観光部

|                |      |
|----------------|------|
| 商工観光労働部長       | 渡邊亮一 |
| 商工観光労働部次長      | 持原道雄 |
| 部参事兼<br>商工政策課長 | 古賀孝士 |
| 労働政策課長         | 押川利孝 |
| 地域雇用対策室長       | 篠田良廣 |

教育委員会

|        |      |
|--------|------|
| 財務福利課長 | 井上貴  |
| 学校政策課長 | 児玉淳郎 |

事務局職員出席者

|         |      |
|---------|------|
| 政策調査課主査 | 松崎勝一 |
| 議事課主査   | 山中康二 |

○凶師委員長 それでは、ただいまから少子化

・子育て支援対策特別委員会を開会いたします。

まず初めに、先日からの県外調査、まことにお疲れさまでございました。非常に移動距離の長い調査でありましたが、中身は非常に濃く、また今後の活動にも反映されていかれるものと

信じております。

きょうは、その内容も踏まえましてですが、前回の県外調査の項目をまとめております。お手元にありますでしょうか、御確認ください。石川県、福井県、三重県それぞれの調査をした内容をまとめさせていただいております。再度、質疑に入る前に御確認いただきまして、他県の例はここまで進んでおったというところの具体的な提言等いただければと思っております。

それでは、本日の委員会の日程でありますがお手元の日程（案）をごらんください。まず、3の概要説明であります。初めに、次世代育成支援対策推進法に基づいて各都道府県で策定することとされています「次世代育成支援宮崎県行動計画」が、来年度改定時期となっております。ぜひとも、この特別委員会の存在意義を明確にするためにも、この行動計画の改定時期に合わせて、その内容にこの委員会からの提言がどんどん織り込まれることを期待しております。きょうと次回のこの委員会協議がその行動計画の素案づくりに大きな影響を及ぼすものと考えておりますので、具体的な施策の具申を皆様のほうからお願いしたいと思っております。その行動計画についての進捗状況を、まず福祉保健部から御説明いただきたいと思っております。

続きまして、商工観光労働部、福祉保健部、教育委員会の3部合同で出席をお願いしております。内容につきましては、若者の就労、自立支援について説明をしていただきたいと思いますと思っております。

きょうはそのような2部構成となっておりますが、以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**図師委員長** では、そのように決定いたしま

す。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

---

午前10時5分再開

○**図師委員長** 委員会を再開いたします。

福祉保健部においでいただきました。本日はよろしくお願いいたします。

福祉保健部では、現在、次世代育成支援宮崎県行動計画の改定に取り組まれておると伺っておりますが、本日は、その計画の策定初年度（平成17年）から現在に至るまでの進捗状況、また今後、現在の進捗状況の結果を踏まえ、どのようなさらなる政策が必要と考えていらっしゃるのか。現在、部内、課内で話し合われている内容をぜひ詳細に御説明いただきたいと思っております。

それでは、早速であります。よろしくお願いいたします。

○**高橋福祉保健部長** おはようございます。福祉保健部長の高橋でございます。

福祉保健部の委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。本日の説明事項は、御指示のありました、Ⅰ次世代育成支援宮崎県行動計画の進捗状況について、Ⅱ「ひきこもり」の現状について、Ⅲ「子ども・若者育成支援推進法」の概要についての3項目でございます。このうちⅡとⅢにつきましては第2部での説明となります。

詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○**京野子ども政策課長** 次世代育成支援宮崎県行動計画の進捗状況について説明いたします。

委員会資料の1ページをごらんください。次世代育成支援宮崎県行動計画につきましては、知事が本部長を務めております「宮崎県子育て応援本部」を中心に、各部局が連携して各種施策を推進しているところであります。なお、平成20年度は、行動計画の関連事業として200事業、8部局33課において約297億円の予算で取り組んだところであります。

次に、2の進捗状況についてであります。この行動計画には、進捗状況を把握するための数値目標として、(1)の総合成果指標と(2)の個別成果指標の2種類を設けております。まず、(1)の総合成果指標の状況についてであります。総合成果指標は計画全体の進捗状況の把握のために設定しているもので、「合計特殊出生率」と「子育てに関して不安感や負担感を感じている県民の割合」の2つとしております。合計特殊出生率につきましては、表にありますとおり、計画策定時が1.49、平成20年は1.60となっており、21年度の目標である1.49超は達成している状況にあります。次に、「子育てに関して不安感や負担感を感じている県民の割合」は、計画策定時が63%であったものが、20年度は67.5%と割合が高くなっており、目標の58%には達していない状況にあります。

続いて、(2)の個別成果指標の状況についてであります。個別成果指標は、行動計画に盛り込んでいる施策の推進状況を把握するために設定しているものであり、「地域における子育て支援拠点の整備」あるいは「育児休業制度の定着促進」など、一部に計画どおりに進捗していない指標がございますが、おおむね順調に推移しているものと考えております。詳細は後ほど説明させていただきます。

2ページをお開きください。次に、3の具体

的な施策の内容についてであります。行動計画に基づき推進しております具体的な施策の内容について掲載しております。この計画には、本県の次世代育成支援対策が目指す姿として3つの基本目標を掲げております。

まず、基本目標1の「安心して子どもを生み、育てることを地域や県民全体で支え合う社会づくり」につきましては、(1)の次世代育成支援についての意識啓発から、(5)の子どもの安全を確保するための活動の推進まで5項目を施策の方向として設定しており、それぞれの施策の内容としましては、まず、(1)の次世代育成支援についての意識啓発につきましては、アの県民全体で次世代育成を支援する機運づくりなどに取り組んでおります。次に、(2)の地域における子育て支援の推進につきましては、アの子育て親子が気軽に交流できる拠点づくりや、エの子育て支援サービスの充実などに取り組んでおります。同様に、(3)の親と子どもの健康づくりの推進につきましては、子どもや母親の健康の確保や「食育」の推進などに、(4)の子育てにやさしい環境・まちづくりの推進につきましては、良質な住宅の確保や安全な道路交通環境の整備などに、(5)の子どもの安全を確保するための活動の推進につきましては、子どもの交通安全を確保するための活動の推進などに取り組んでおります。

次の基本目標2の「子育てを男女がともに担い、子育ての喜びを実感できる社会づくり」であります。が、(1)の家庭や地域における男女共同参画の推進につきましては、性別役割分担意識を解消するための広報啓発活動の推進などに取り組んでおります。次に、(2)の子育てと仕事の両立支援の推進につきましては、男性を含めた働き方の見直しなどに、(3)の子育ての喜

びを広げる交流活動の促進につきましては、家族の絆を深め、子育ての喜びを広げる啓発活動の推進などに取り組んでおります。

次の基本目標3の「子どもの人権が尊重され、子どもの生きる力が育まれる社会づくり」であります。また、(1)の子どもの人権を尊重する社会づくりの推進につきましては、子どもの権利擁護などに、(2)の生きる力を育む教育の推進につきましては、次代の親の育成や生きる力を育む学校教育の推進などに、(3)の子どもと家庭の福祉の推進につきましては、要保護児童施策の充実や児童虐待防止対策の充実などに取り組んでおります。

3ページをごらんください。次に、個別成果指標の状況についてであります。個別成果指標は、先ほど説明しましたとおり施策の推進状況を評価する指標でありますので、それぞれの施策ごとに設定を行っており、全部で56項目がございます。表の見方ですが、左の欄から順に、指標の名称、計画策定時の状況、平成20年度の目標と実績、21年度の目標、そして一番右の欄が21年度の見込みを掲載しております。なお、21年度見込み欄につきましては、統計の集計時期等の関係から、現時点で算出が困難なものは横線を記入させていただいております。また、実績見込みが困難であっても上半期実績が算出できているものは、括弧書きでその実績を記入しております。

それでは、個別成果指標の20年度の達成状況を中心に説明いたします。基本目標1の施策1「次世代育成支援について意識啓発」につきましては、「次世代育成支援ホームページへの年間アクセス件数」という指標を設定しており、平成20年度目標の4,500件に対して実績は約8,600件と、目標を達成しております。

続いて、施策2の「地域における子育て支援の推進」では、1の「子育て短期支援の実施か所数」が、目標の7カ所に対して実績が4カ所、2の「地域子育て支援拠点施設の実施か所数」が、目標60カ所に対して実績50カ所などと達成していない指標が見られるところであります。

4ページをお開きください。施策3の「親と子どもの健康づくりの推進」では、3の「乳児死亡率」が、目標の2.8に対して3.2となっております。また、2の「周産期死亡率」や5の「食に関する指導の全体計画を策定し食育に取り組んでいる公立小中学校数の割合」の指標は達成しております。なお、1の「乳幼児健康診査の受診率」、4の「むし歯のない3歳児の割合」の20年度実績につきましては、現時点では判明しておりませんので、横線を入れさせていただいております。

次に、施策4の「子育てにやさしい環境・まちづくりの推進」につきましては、「人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づく適合証交付施設数」という指標のみで、これは目標を達成しております。

次に、施策5の「子どもの安全を確保するための活動の推進」につきましては、4の「学校安全指導者研修会の受講者数の累計」がわずかに達成しておりませんが、1の「交通安全教室の開催回数」など、そのほかの指標は順調に推移しております。

5ページをごらんください。基本目標2の施策1「家庭や地域における男女共同参画の推進」では、「男は仕事、女は家庭というような固定的役割分担意識にとらわれない県民の割合」は、目標47%に対して実績41%となっております。

次に、施策2の「子育てと仕事の両立支援の推進」につきましては、1の「育児休業制度を

就業規則に整備している事業所の割合」、2の「女性の育児休業取得率」、さらに、5の「休日・夜間保育の延べ実施か所数」、7の「病児・病後児保育事業の実施か所数」などが達成しておりませんが、4の「延長保育の実施か所数」、10の「幼稚園預かり保育の実施園数」、さらには11の「ファミリー・サポート・センターの設置か所数」などは順調に推移しております。

6ページをお開きください。施策3の「子育ての喜びを広げる交流活動の促進」、その下の基本目標3の施策1の「子どもの人権を尊重する社会づくりの推進」で設定している指標は、いずれも目標を達成しております。

次に、施策2の「生きる力を育む教育の推進」では、2の「児童生徒と幼稚園・保育所等の園児との交流学習に取り組む公立学校の割合」や、3の「公立小中学校における授業の「よく分かる、大体分かる」児童生徒の割合」などが達成しておりませんが、6の「地域の窓口となる担当者を置いている公立学校の割合」、7の「各市町村における「家庭の日」の取り組み実施率」を初め、その他の指標はおおむね順調に推移しております。

7ページをごらんください。施策3の「子どもと家庭の福祉の推進」につきましては、3の「里親の登録者数」、4の「専門里親の登録者数」など里親の普及促進に関する指標が達成しておりませんが、1及び2の児童養護施設等の機能充実に関する指標や、10～12の特別支援教育に関する指標は順調に推移しております。

以上、個別成果指標の状況を説明しましたが、主に「地域における子育て支援の推進」や「子育てと仕事の両立支援の推進」という施策に関する指標の一部につきましては、計画どおりに進捗していないという状況でございます。この

ため今後、このような施策分野につきましてはより一層の対策の充実が必要であると考えているところでありますが、いずれにいたしましても、現在策定作業を進めております後期の次世代育成支援宮崎県行動計画に反映できますよう、市町村や関係団体等の意見も聞きながら取り組んでまいりますとともに、引き続き、安心して子どもを生み、育てることができる社会づくりを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○図師委員長** それでは、福祉保健部の説明が終わりましたので、質疑等ございましたら御発言をお願いしたいと思います。

**○太田委員** この後合同でされるということですから、率の確認だけさせていただきたいと思えます。資料の1ページの指標の中で、「子育てに関して不安感や負担感を感じている県民の割合」、5ページ一番上の「男は仕事、女は家庭というような固定的役割分担意識にとらわれない県民の割合」というふうに2つ出ております。その他は全部、子どもが何人参加したとか施設を何カ所つくりましたという数値がきちっと出るからわかるんですが、どんなふうにしてこの割合は出てるのでしょうか。漠然とした感じがするものですから、こういう数値を使いましたというアンケートなりの根拠があるのでしょうか。

**○京野こども政策課長** まず、総合成果指標の「子育てに関して不安感や負担感を感じている県民の割合」でございますけれども、行動計画に基づく各種施策の推進というのが、県民に実感としてどの程度反映されているかを把握するためには、この指標が一番よいのではないかと考えております。これにつきましては毎年度、県民意識調査がございますけれど

も、その数値によって把握しているところがございます。それから5ページの「男は仕事、女は家庭というような固定的役割分担意識にとられない県民の割合」につきましては、同じく県民意識調査の割合でございます。

○**図師委員長** ほかございませんでしょうか。

私のほうから1つだけ。行動計画の達成状況なり21年度の実績、現在に至るまで出せるところは出していただいて、現状としてはよく把握できる内容になっているかと思うんですけれども、子育てなり少子化に対して問題がここで如実にあらわれたわけですから、現在、こども政策課を中心に方向性を見出されているかと思うんです。ここに上がっている指標以外でも、さらに新たな指標を加えて今後の対策としていく必要もあろうかと思いますが、この状況を踏まえて、次年度以降、どこに重点を置いて、どのような対策等をとられようとしているのか、現段階でお話しできる部分があればお答えいただきたいと思います。

○**京野こども政策課長** 総合成果指標と個別成果指標とございますけれども、総合成果指標につきましては、前期計画との継続性に配慮して現在の2項目にするつもりでおります。また個別成果指標につきましては、11の施策の方向がございますけれども、その方向ごとに少なくとも1つ以上の基本目標を設定することとしております。また小項目につきましては、先ほど申し上げました未達成のものを中心に必要なものについて掲げる。さらに、全国共通で設定を求められている12項目というのがございますので、各市町村へ再確認した上で、市町村の積み上げ、さらに県での考え方を加味した上で設定したいと考えております。

○**図師委員長** 施策の方向性で11項目上がって

いるということで、1項目に1つ以上の具体的な目標をつけていくということは、施策の内容、アイウエオとずっと打ってありますが、これとはまた別の目標が設定されていくということでもよろしいでしょうか。

○**京野こども政策課長** 今おっしゃったのは、アイウということですか。

○**図師委員長** 基本目標の下の11項目で施策の方向性が出されているということで、その方向性に対して具体的な目標を1つ以上立てていかれるという御答弁だったと思うんですが、その内容は、その下に出てくる施策の内容とはまた別の目標設定になるということでしょうか。

○**京野こども政策課長** 施策の内容に合致したものであるということでございます。

○**図師委員長** 施策の内容に新たにつけ加えられていくと理解してよろしいでしょうか。

○**京野こども政策課長** 新たにと申しますか、施策の内容の中で適切な数値目標を設定するということでございます。

○**太田委員** 1ページの合計特殊出生率が、宮崎県の場合は目標を超えて次第に伸びているというふうを感じるんですが、全国的にはわずかに伸びてきたのかなと思います。宮崎県の場合はいい意味でよく伸びていると評価していいだろうと思います。これはそれなりの政策が効果をあらわしてきたのかなというふうにも解釈できると思いますが、どのように分析しておられますか。伸びてきておるといい状況に対して、こういう状況があったからというのはありますか。

○**京野こども政策課長** 合計特殊出生率は、平成17年を底に18、19、20年と徐々に伸びているところでございます。この要因としては、晩婚化を背景に30代の出産がふえているのが一つ。

もう一つは、第2次ベビーブーム世代（団塊ジュニア世代）の方たちが30代後半になって出産に踏み切っているというふうな状況がございます。私どもとしましては、私どもがこれまでやってきた施策が功を奏している部分も一部あるのではないかと考えたいと思います。

今後につきましては、出産世代の女性の人口が減っているということ、あるいはこのような経済情勢でございますので失業率も高い、そしてまた賃金もカットされるというふうな状況もございますし、先ほど申しました団塊ジュニア世代の女性が40歳代となって出生数の増加が余り期待できないということから、今後出生率が増加するのは難しいのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

**○水間委員** この推進体制の中で、行動計画の関連200事業、予算総額が約300億というような流れであります。ここまで来て、今度見直しをする時期に来ましたが、前期については総合的な評価はどの程度しておられますか。

**○京野こども政策課長** 先ほど個別成果の指標でちょっと触れましたが、施策の中で、地域における子育て支援拠点の整備とか、育児休業制度の定着促進が一部計画どおりに進捗していない状況がございますけれども、そのほかのものについてはおおむね順調に推移しているところでございまして、行動計画の目標に少しずつは近づいているのではないかと考えております。以上でございます。

**○水間委員** 端的に言うと、優・良・可とするならば、「おおむね順調」ということは「優」としておきたいというような表現でもありますか。

**○京野こども政策課長** 私ども自身が「優」とか非常につけにくいところがございますけれども、おおむね順調に推移するようにしたいと考

えております。

**○水間委員** 指標の「子育てに関して不安感や負担感を感じている県民の割合」、このパーセントの出し方というのは、子育てですから、当然子どものいる家庭を対象にした数値の出し方と理解すべきですよ。

**○京野こども政策課長** 子どもさんがいらっしゃる家庭だけではないです。

**○水間委員** だとするならば、5ページ、先ほどちょっとありましたが、「男は仕事、女は家庭」というような固定的役割分担意識にとらわれない県民の割合」、目標としては50%ということですが、半分を目標設定にしたということは、半分は仕方がない部分と、そう思っておられる方がおられるのであって、こういう割合の求め方がいいのかどうかという問題です。子どものいる人たちは、全体でいきながら、負担に対しては不安だ。だれしも不安や負担は感じると思うんです。男は仕事、女は家庭、当然あってしかるべき。それを言う。「男女共同参画の認識があなたはだめだ」と頭から言われたこともあったんですけれども、宮崎県は、特に歴史から言いますと男尊女卑の流れの中で、50%を目標にしたというのは何かありますか。

**○京野こども政策課長** 生活・協働・男女参画課からもらっている資料によりますと、県が平成12年度に実施しました男女共同参画社会づくりのための県民意識調査で、「男は仕事、女は家庭」というような固定的役割分担意識にとらわれない県民の割合」が32.6%（資料では33%）でございます。同じく内閣府の調査結果によりますと48.3%ということで、格差が15.7ポイントありまして、根強い固定的役割分担意識が見られたということで、平成16年11月に内閣府が調査した調査結果では48.9%という数字が出てお



りまして、それを5年後の目標にして全国レベルの意識に高めていこうということで設定していると聞いております。以上でございます。

○水間委員　こども政策局長にお尋ねしますが、「男は仕事、女は家庭」ということを言われたときに、女性の働く立場でおられて、「女性は家庭」という表現は当たらないと思われませんか。

○山田こども政策局長　これは、「男は仕事、女は家庭」というような固定的役割分担」と、総合的な意味合いを込めた総合指標になっております。今、働く女性の割合も大変大きくなってきて、家庭でのいろんな役割分担意識の中で、家事、育児、介護というものが入ってくると、負担になって、子どもを生もうとか、仕事をしようということに大きな支障が出てくる。やはり家庭の中で協力し合うことが大変重要であるということで、基本目標2「子育てを男女がともに担い、子育ての喜びを実感できる社会づくり」という中での大きな指標になっているというふうに考えております。

○新見委員　4ページの真ん中の施策の4は人にやさしい福祉のまちづくり条例に基づいたものですけれども、この条例は、障がいを持っていらっしゃる方々に優しいまちづくりというイメージで、例えば車いす用のスロープとかオストメイト対応トイレ、バリアフリーのフロア、そういうイメージを持っていました。この条例に基づいた適合証の交付施設ということで指標が設けられていますけれども、これは、障がい者とは別に、子育てに優しい観点からの施設数ということでとらえてよろしいんですか。

○京野こども政策課長　障がい者の方に優しいものは子どもにとっても使いやすいくということ、人にやさしい福祉のまちづくり条例による施設のバリアフリーの基準をすべて満たして申

請があったものに適合証を交付しているわけですが、それを目標にしているということで聞いております。

○新見委員　私の勘違いかもしれませんが、中核市である宮崎市も同様の条例に基づいて適合証を発行していたのではないかと思います。そこはどうでしたか。

○京野こども政策課長　宮崎市も適合証を交付しているようです。

○新見委員　この件数は宮崎市の分が入っているか、県オリジナルの分かというのはわかるんですか。

○京野こども政策課長　後ほど調べて報告いたします。

○外山良治委員　今の件ですが、まちづくりは平成何年の実績ですか。

○京野こども政策課長　これは平成20年度の実績、それから右側に書いてございます21年度は、上半期の実績ということで資料をもらっております。

○外山良治委員　19年とかないんですか。

○京野こども政策課長　前年度は資料を持っておりませんので、後ほど報告いたします。

○外山良治委員　合計特殊出生率は何で2.1に目標をしないんですか。意味がないでしょう。

○京野こども政策課長　これにつきましては策定当時（平成15年）1.49ということでございまして、出生率のアップを見込むのは困難だったということで、具体的な数値目標は掲げておりません。1.49超ということで数字を出してございまして、具体的には幾らというのは出していない状況でございます。

○外山良治委員　「国家的課題である」と、今まで耳にたこができるほど言われてきた。しかし、目標が全くわからない。まず意味がわから

ない。

○京野こども政策課長 もう一つは、女性にたくさん子どもを生ませることが問題ということもありますので、目標を上げなかったという経緯もございます。

○外山良治委員 女性にたくさん子どもを生ませることは何、困難。

○京野こども政策課長 それを強いることになる側面もあるということで、目標を上げなかったということもございます。

○外山良治委員 そしたら、こういうのを別につくらんでいいでしょう。少子化対策とかなんとかかんとか。

○京野こども政策課長 現在の出生率は維持して、さらに少しずつでもアップさせようということで、「1.49超」というふうな表現にしているところでございます。

○外山良治委員 さっぱり意味がわからん。今問題だというのは人口減少社会、それも日本の人口1億2,000万人が、恐らく今から50年後には半減すると、大変だということでこういう計画をおつくりになったわけでしょう。1.6になったとかいうのは自然現象。

○京野こども政策課長 これは計画策定期間中の5年間の現実的な目標ということで掲げておりました、委員のおっしゃるとおり、最終目標は人口が維持できる2.07であろうと考えております。

○外山良治委員 それを先に言ってもらえばすぐわかる。

現在は微増になっているというのも、僕らの子ども、いわゆる団塊ジュニアが産産世代になっている。これが過ぎたら、今から5年後間違いなく下がる。もう僕らの子どもがいなくなるから。恐らくまた1.2とか1.3になるでしょう。そ

うさせないためにもっとがっちりした目標というものがなければおかしいんじゃないかな。

○京野こども政策課長 この目標につきましては、現時点で1.49超という目標を達成しておりますので、どのようにここの部分を設定していくのか、今回の計画の中で検討してまいりたいと考えております。

○外山良治委員 1.60で上がった上がったと言わんじやなくして——これは個別政策で上がったんじゃない。あくまでもこれは、たまたまこの時期に4～5年間幅を持って団塊ジュニアの子どもたちがおるから上がっているだけ。それが一たん過ぎたらまた下がる。そのために何をすべきか。全部出そうと思えば、全部論破できるよ。福祉のまちづくり条例にしても、おたくが言っていたことは違う。例えばトイレに入る、そこでおむつをかえるためのベッドがあるかどうか、そういったことがカウントされているわけ、全部。宮崎市と比較はできない。というのは面積がカウントされているかどうかで違う。宮崎市は不特定多数の人が利用する施設となっている。県の場合には平米基準があった。言えますか。

○京野こども政策課長 把握しておりません。

○外山良治委員 わかる人。

○野崎就労支援・精神保健対策室長 ただいまお尋ねの件でございますけれども、19年4月1日から300平米未満の小規模施設についても届け出が必要になるということで改定をしているようでございます。

○外山良治委員 宮崎市の場合にはそれがあった、なかった。

○野崎就労支援・精神保健対策室長 宮崎市の場合はないというふうに聞いております。

○外山良治委員 県の場合にはなぜ設けてあつ

たわけですか。

○野崎就労支援・精神保健対策室長 そのところは把握いたしておりません。申しわけございません。

○外山良治委員 それだけでも全く違うんです。宮崎市外の住宅建築申請件数、宮崎市の件数、幾らと幾らになっていますか。

○京野こども政策課長 住宅申請件数ですか。

○外山良治委員 対象施設。

○野崎就労支援・精神保健対策室長 対象件数については、今手元に資料がございませんけれども、宮崎市の平成20年度の適合証の発行数が135件でございます、これまでの累計で1,150件になっております。ちなみに、県の場合は20年度が18件で、累計が90件となっております。以上でございます。

○外山良治委員 宮崎市が1,152件で県が90件、何なこれ、どないなってまんの。

○野崎就労支援・精神保健対策室長 面積の基準が今までありましたので、件数が少なくなっていると思います。

○外山良治委員 それは理由にならんでしょう。これは20年度の実績でしょう。19年に宮崎市に合わせて条例改正したんでしょう。おたくの説明は論理的に成り立たないでしょう。

○野崎就労支援・精神保健対策室長 詳しいところまでは分析いたしておりません。申しわけございません。

○外山良治委員 何も詳しいことはない。宮崎市が1,152件で県が90件というのはおかしいんじゃないか、何が原因なのかと質問をしているわけですか。

○佐藤部参事兼福祉保健課長 委員おっしゃいますとおり、県の条例は13年にできております。病院、劇場など公共的施設のバリアフリー化と

いう目的でやっております。コンビニエンスストアなどは非常に規模が小さいんですが、対象の施設規模300平米以上という基準を県の条例はつくってございました。宮崎市のほうはそういう平米基準はございませんでした。ですから、おのずから対象となる施設数が、宮崎市の条例については多い、県の条例については少ない、これは果たしてどうなのかと。当初条例をつくったときは、一定の規模以上を対象に進めようという考え方があったんでしょうが、小さいところは何もしなくていいのかということ、それは違うだろうという考え方で、県のほうも19年の4月から平米基準をなくしました。いわゆる300平米未満も対象にしております。現時点においては非常に数の格差がありますが、今後、県の条例の考え方も周知しながら、県に対する申請、あるいは県の適合証交付数もふやしていく必要があると思っております。

○外山良治委員 19年に条例を宮崎市に合わせた。ようやく県も気がついた。それも議会で私がかんがん言うて、やっこさ。では、20年度実績はどうなのと聞いているわけです。

○佐藤部参事兼福祉保健課長 20年度の実績でございますが、宮崎市の場合は135件、県の場合は18件でございます。

○外山良治委員 何でこうなるの。

○佐藤部参事兼福祉保健課長 申しわけございません。そのあたりの背景のきちんとした答弁ができかねますが、従来の300平米という基準があったということもありますし、制度的な周知も必要かというふうに考えております。

○図師委員長 まだ分析が終わっていないと理解してよろしいですか。

○佐藤部参事兼福祉保健課長 きょうのこの会には直接の担当課長が来ておりませんので、委

員がお聞きになりたい部分まで答弁ができないのかなと思っております。別途御説明に上がらせていただきたいと思います。と

○外山良治委員 もうこれ以上言いません。

135件と18件にしても、分母が全然違うんです。宮崎市という行政区の分母と、宮崎市外の分母の件数はおのずから違うでしょう。宮崎市が100件ならば、外は300件、400件になるでしょう。にもかかわらず130件と18件、めちゃくちゃおかしいでしょう。一事が万事、公僕が、表面づらはいのかなと思うけど、分析すればめちゃくちゃ。例えば公立、私立の退学者、年間に何人出ますか。

○函師委員長 今の質問に答えられますか。数まではなかったと思うんですが。

○京野こども政策課長 退学者でございますか。

○外山良治委員 授業料免除とか云々かんぬんとあるでしょう。

○京野こども政策課長 3ページの「高等学校における授業料の公・私立対比」の具体的な数字ということでしょうか。

○外山良治委員 私立、公立の退学者は年間に800人ぐらいおるわけ。理由は、授業料を納めることができないと、こうなるわけ。だから大幅に関連がある。だから聞いているわけです。

○京野こども政策課長 県立高等学校は413人の退学者でございます。これは21年の8月に出されたものですから20年度の分です。

○外山良治委員 私学は。

○京野こども政策課長 私学につきましては、手元に資料がございません。

○外山良治委員 退学の理由は。

○京野こども政策課長 退学の理由までは把握いたしておりません。

○外山良治委員 3ページの中で、おたくらが70

%、80%はちゃんとしていますよと言われましたが、現状は、退学の理由は、奨学金を受けることができないとか、育英資金を借りることができないとか、基準に達しないということで、退学者が、公立では400人、私立では恐らく500人ぐらいでしょう。毎年1,000人近い子どもたちが退学を余儀なくされる。しかし、それを聞かなかつたら、あなた方は、育英資金の申請は基準適格者、決定率は100%、100%。実態と全く違う。413人の退学の一番の理由は何ですか。

○京野こども政策課長 申しわけございません。退学の理由等につきましては把握いたしておりません。

○外山良治委員 経済的理由が一番ですよ。あなた方は目標100%と、こうなっている。

○佐藤部参事兼福祉保健課長 申しわけございません。福祉保健部のほうで次世代計画全体を所掌しておりますので、全くわからないということはいけないわけでございますが、個々具体的なところになりますとそれぞれの部局でやっております。おっしゃるとおり、退学している理由は、もちろん経済的な理由もあるでしょうし、家庭の問題、あるいは進学意欲がなくなつたとかいろいろなことがあろうかと思えます。子育てに関して不安感、負担感というところから類推しますと、高等学校で授業料がかかるといったことも一つの要因かというふうには考えております。

○函師委員長 それでは、第2部のほうも福祉保健部は残っていただきますので、関連する質問等第2部でも出していただきたいと思います。

第1部につきまして、これだけはどういうような御質問等あればもう一つは受けますが、いかがですか。

では、1部の説明も踏まえた上で第2部の質

疑応答も行っていただきたいと思っております。  
暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

---

午前11時9分再開

○**図師委員長** 委員会を再開いたします。

1部に引き続き第2部です。商工観光労働部、福祉保健部に加えまして、関連があります教育委員会にも御出席をいただいております。

委員の紹介につきましては、お手元の配付資料にてかえさせていただきますので、配席表をごらんいただければと思います。

それでは、早速ですが、若者の就労、自立支援につきまして、各部よりの説明をいただきたいと思っております。

○**渡邊商工観光労働部長** 商工観光労働部でございます。商工観光労働部からは、お配りしております「少子化・子育て支援対策特別委員会資料 商工観光労働部」の表紙の下のほうの目次、若年者の就労支援について御説明させていただきます。

担当室長より御説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**篠田地域雇用対策室長** それでは、若年者の就労支援について御説明いたします。

商工観光労働部委員会資料の1ページをお開きください。まず、1の若年者の雇用情勢についてであります。(1)の全国の労働力状態についてですが、9月の労働力調査では全国の完全失業率は5.3%となっており、その中で15～24歳が9.8%、25～34歳が7.3%と、若年層で完全失業率が高くなっています。

次に、(2)の宮崎県の新規高等学校卒業者の就職決定率の推移についてであります。全国と本県では最終調査時点が異なりますが、21年3

月卒業者の全国の就職決定率は95.61%、本県は98.34%となっています。ここ5年の状況は表のとおりです。また、22年3月新規高等学校卒業予定者の求職・求人等の状況は、本年9月末現在で県内求人数は1,085名、有効求人倍率は0.36倍、就職決定者数は963名で、就職決定率は31.88%となっており、前年同期に比べ有効求人倍率で0.19ポイントの減、就職決定率で11.58ポイントの減と、大変厳しい状況となっています。

2ページをお開きください。(3)の新規高等学校卒業者の就職後3年以内の離職率の推移についてであります。七五三現象と言われるように、本県においても高校卒業後3年以内の離職率が年々減少していますが、就職後1年目の離職率が2割を超えている状況となっております。

次に、(4)のフリーター・ニート数の推移についてであります。まず、アのフリーター数の推移ですが、表のとおり年々減少傾向にあり、20年は全国で170万人となっています。ここ5年で見てみますと、15～24歳では減少が大きいのですが、就職氷河期に正社員となれなかった25～34歳では減少が少なく、滞留状況が続いています。

次に、イのニート数の推移です。20年は全国で64万人となっていますが、表のとおりここ数年は60万人台で推移しています。

3ページをごらんください。2の若年者等の就労支援についてであります。まず、(1)の国の取り組みについてであります。アの若年者支援であります。ジョブ・カード制度等による若年者の職業能力開発機会の提供を行っており、ジョブ・カードの取得者数は昨年4月から本年8月までに1,864人となっています。

次に、イのフリーター支援です。まず、ハロ

ーワークによるフリーター常用就職支援です。フリーター向けの窓口を設置し、就職活動に関する個別相談、指導助言から就職後の職場定着支援まで、常用雇用化のための一貫した支援等を実施しています。次に、ジョブカフェ（ヤングサポート宮崎）における常用就職支援です。宮崎県若年者就職促進会議に対し、職場見学会実施事業、就活塾、若手交流会などの事業を委託しています。次に、トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職支援です。トライアル雇用の活用や若年者等正規雇用化特別奨励金により常用雇用への移行を促進しています。20年度、21年度の事業実績は表のとおりです。

次に、ウのニート支援です。「地域若者サポートステーション」事業を実施しています。本県では昨年5月にみやざき若者サポートステーションが設置され、国から相談事業等が(株)宮崎コミュニティーカレッジに委託されています。相談件数は表のとおりです。4ページをお開きください。「若者自立塾」事業の実施です。職業的自立を支援するため、合宿形式による集団生活を実施する団体に補助しています。本県では1カ所、特定非営利活動法人フロンティア会が事業を実施しています。

次に、エの新規学校卒業者支援です。まず、「高等学校卒業予定者就職面接・相談会」を県内3会場で、宮崎労働局、県、県教育委員会の3者主催で実施しています。20年度は181名の就職が決定しました。今年度は今月、3会場で開催することとしています。次に、「大学等就職説明会」の実施です。21年度は6月に開催し、80社、572名の参加がありました。次に、各ハローワークに高卒就職ジョブサポーターを配置し、学校との連絡調整や求人開拓を実施しています。また、ハローワークプラザ宮崎に大卒就職ジョ

ブサポーターを配置し、大学との連絡調整や求人開拓を実施しています。

次に、オですが、10月23日に決定された国の緊急雇用対策の中で、高卒・大卒就職ジョブサポーターの緊急配備が盛り込まれており、近く増員予定と聞いています。

5ページをごらんください。(2)の県の取り組みについてであります。まず、アの若年者就労支援についてです。ヤングJOBサポートみやざきを設置・運営し、就職を希望する若年者に対する情報提供、相談、セミナー等を実施しています。今年度は2,092名の利用があり、98名の就職が決定しています。また、セミナーを49回開催し、296名の参加がありました。次に、みやざき若者サポートステーションにおきまして、運営団体にセミナー等の実施を委託しています。今年度はセミナー等を70回開催し、129名の参加がありました。次に、平成20年度日本版デュアルシステムの実施についてです。これは民間教育訓練機関等での座学と企業における実習を組み合わせた職業訓練を実施するもので、県雇用能力開発機構で、合わせて27コース、訓練修了者は331名で、そのうち272名の就職が決定しました。

6ページをお開きください。イの県内外就職説明会の実施についてです。まず、県外就職説明会を3会場で開催しました。今年度は、59社、311名のうち30歳未満の者258名の参加があり、うち4名の就職が決定しています。次に、県内就職説明会を県内6カ所で開催しました。今年度は、181社、1,327名のうち30歳未満の者907名の参加がありました。これらの事業を国、県連携を図りながら実施しています。

説明は以上です。

○野崎就労支援・精神保健対策室長 「ひきこ

もり」の現状等について御説明いたします。

福祉保健部の特別委員会資料の8ページをごらんください。まず、1の全国での実態調査についてであります。平成16年度に岡山、鹿児島、長崎、栃木の4県で、20歳以上の一般住民から無作為抽出されました2,974人を対象にした面接調査が実施されております。この調査では、ひきこもりを、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6カ月以上続けて自宅にひきこもっている」状態と定義しております。結果についてであります。20～49歳の1,186人のうち、14人にひきこもりの経験があり、その比率は1.18%となっております。また、2,974世帯のうち20世帯にひきこもりがあり、その比率は0.67%となっております。この比率を平成15年度の総世帯数に掛けますと、ひきこもり状態にあるのは全国で約32万世帯と推計されます。

次に、2の本県における「ひきこもり」に関する相談件数についてであります。平成20年度に精神保健福祉センター並びに県の各保健所で受けましたひきこもりに関する相談件数は、面接相談が37件、訪問指導が8件、電話相談が29件の計74件となっております。

説明については以上でございます。

**○舟田こども家庭課長** こども家庭課からは、「子ども・若者育成支援推進法」の概要について御説明いたします。

同じく福祉保健部の委員会資料9ページをごらんください。この子ども・若者育成支援推進法は、1の法の目的・基本理念等に掲げておりますように、青少年が被害者、加害者となる重大事件の発生や、インターネット等による有害情報のはんらんなど、子ども・若者をめぐる環境の悪化や、先ほど労働政策課からも話があり

ました、ニート、ひきこもり、不登校や発達障がい等の精神疾患など、子ども・若者の抱える問題の深刻化を背景といたしまして、本年、平成21年7月1日に法が成立、同8日に公布されて、平成22年7月8日までに施行されることとなっております。

次に、目的は、第1条に、子どもや若者が健やかに育成され、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等について基本的な事項を定め、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することが規定されております。また、基本理念といたしまして、第2条に、国や地方公共団体など、子どもや若者の育成支援のための取り組みを行っていく上での基盤となる基本的な考え方を規定してあります。具体的には、子ども・若者への育成支援の目標の明確化や人権の尊重、さらには、良好な家庭環境の重要性の明示、また、家庭、学校、職域、地域など社会のすべての構成員による一体的な取り組み、また、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者への支援など7項目が規定されております。

次に、2の国、地方公共団体に関する主な規定について御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。まず、国における子ども・若者育成支援の枠組みの一つといたしまして、内閣総理大臣を本部長とする「子ども・若者育成支援推進本部」の設置を行い、その中で「子ども・若者育成支援推進大綱」を作成することなどが規定されております。なお、この大綱につきましては、今後、平成22年度中を目標に国の推進本部で作成されることとなっております。

また、都道府県や市町村など地方公共団体に関しましては、1つ目の丸にありますように、「子ども・若者計画」の作成、2つ目の丸にご

ございます、子どもや若者の育成支援に関する相談に応じ、必要な情報の提供などを行います「子ども・若者総合相談センター」の機能の確保、続きまして、3つ目の丸になりますが、教育、保健、医療、福祉、雇用など、それぞれの関係機関によります子ども・若者への支援を図る「子ども・若者支援地域協議会」の設置が、いずれも努力義務として規定されているところでございます。

一番下のその他の事項といたしまして、法の基本理念の部分とも関連いたしますが、「子ども・若者が社会生活を円滑に営む上で困難を有することとなった原因等に関する調査研究の推進」や「支援が適切に行われるための人材の養成」等に努めるとなっております。

県といたしましては、青少年の健全育成など子どもや若者の育成支援のために、関係部局から構成されます青少年対策連絡会などによる関係各課との連携等を行っているところであります。さらに、今後はこの法の趣旨や内容を踏まえながら、関係各課と連携し、市町村を初め関係団体、関係部局等との意見交換をしながらその対応について検討を行い、より一層子どもや若者に関する施策の推進・普及に努めてまいりたいと考えております。

こども家庭課からは以上でございます。

**○図師委員長** それでは、各部各課の説明が終わりました。委員のほうからの質疑等あれば御発言をお願いいたします。

**○水間委員** ちょっとお聞きしたいんですが、3ページ、ジョブ・カード制度等による若者の職業能力開発機会の提供、国で言う雇用・能力開発機構という機関がありますね、ここの関連はどうなんですか。

**○押川労働政策課長** ジョブ・カード制度は、

御案内のとおり、フリーター等の正社員経験が少ない方々を対象に、まずハローワーク等で、キャリアコンサルティングを通じまして企業における実習と教育訓練機関等における座学を組み合わせた実践的な職業訓練を受講していただき能力の向上を図り、結果として、評価シートの交付を受け、これを自分の履歴、職業訓練歴、または資格取得などの情報と一体的にまとめたものをジョブ・カードと呼んでいまして、常用雇用を目指した就職活動とか、職業キャリア形成を活用していただく制度でございます。厚労省の委託を受けまして、商工会議所連合会がジョブ・カード制度については中心的な役割を担っております。

また、今、委員の御指摘のありました雇用・能力開発機構のほうは、都道府県に1つは必ず設置されております。主に離職者等の職業訓練等を行いスキルアップを図り、就労に結びつけていこうとする公共の職業訓練施設でございます。

**○水間委員** 都道府県に1カ所あって、離職者に対するスキルアップを図るための機構であるということですが、この機構が余り知られていないとか、そういうことをやっているというのが目に見えていないんだけれども、機構のあり方というのはどうなんですか、どういうところで成果が出ているんですか。

**○押川労働政策課長** 機構では、先ほどから申し上げますように離職者等の訓練を主に実施しておりまして、昨年の例でいきますと、まず施設内訓練を842人の定員で778人に行いまして、最終的に564人が就職しましたので、75.3%の就職率でございます。また、委託訓練等施設外訓練を実施しておりまして、こちらのほうでも313人の就職者がございますので、48.1%の就職率



となっています。離職者等のスキルアップを図り就労を促進するための公共施設としては、県内には宮崎市と延岡市の2カ所ございまして、頑張っている施設でございます。

○水間委員 済みません。またもとに戻りますが、雇用・能力開発機構はどこに本部があるのか。これは県の中にあるんですか。

○押川労働政策課長 失礼しました。雇用・能力開発機構そのものは、国の特別法人として設置されているものです。

○水間委員 県の商工観光労働部の中に団体として位置づけられているのか、あるいは別にジョブカフェ、ハローワーク、そういう中で機構として位置づけられているのか、どちらですか。

○押川労働政策課長 ハローワーク等と連携しまして、ハローワークに求職票を出した方々の中で、職業訓練を通じてスキルアップを図ることにより就職に結びつきやすいと思われる方々が、雇用能力開発機構の施設内、また施設外訓練を受講されるという流れになっております。

○水間委員 雇用・能力開発機構の事務局はどこにあって、どういう形で、どういう方々がその構成員になっておられるか。資料でもいいですが、もしあったらお示しください。それを最後の質問にしたいと思います。

○押川労働政策課長 これはあくまでも国が設置しております特別法人でして、県の機関ではございません。雇用能力開発機構宮崎事務所というのが南宮崎駅の近くでございます。

○図師委員長 資料等出せるようであれば、後日で構いませんのでお願いします。

○押川労働政策課長 はい、承知しました。

○西村委員 ニート、フリーター対策に対して、この資料とは直接関係ないんですが、この前、県外調査で三重県に行ったときに、中学校、高

校における就業体験に非常に力を入れているような話がありまして、高校であればほとんど全部の学校で3日ぐらい就業体験があるという話を聞いたんですが、本県はそういうことはどうなんでしょうか。

○児玉学校政策課長 本県でも、「インターシップ等」ということで表現しておりますが、インターンシップあるいは地域のいろんな方々に協力していただいて、学校に来ていただき、いろいろな職業について話をさせていただき、また子どもたちが地域に出ていって、主に3日程度が多いようですけれども、インターンシップの取り組みをほとんどの学校で行っております。

○西村委員 中学校も高校も普通科も技術系もあわせて、ほとんど全部宮崎県もやっていると考えてよろしいんでしょうか。

○児玉学校政策課長 インターンシップにつきましては高等学校のほうになりますけれども、専門学科を置いているすべての高等学校、学校数にして31校が実施しております。そのほか、地域の人材を活用した職業に関するいろんな教育をやっている学校が14校、「インターンシップ等」という表現になりますと、高等学校においてはこのような形で100%やっております。中学校についてもすべての学校で何らかの形でやっております。

○西村委員 確認ですけれども、あくまでもこれは就業体験、インターンシップ体験ということをやられている。会社の社長さんとか技術者が来て学校で講演されることはあるかと思うんです。そうではなくて、生徒が行って体験するということで間違いはないですか。

○児玉学校政策課長 はい、インターンシップについては、学校から職場に出ていきまして職場の体験をするという活動は31校やっております。

す。

○**図師委員長** 資料の説明を追加でお願いします。フリーター、ニートの数字につきまして全国の推計は出ておるんですが、本県の状況を把握されておれば御報告いただきたい。

○**篠田地域雇用対策室長** フリーター数については、本県の状況は把握しておりません。ニートの数ですけれども、5年ごとに就業構造基本統計調査があるんですが、その統計調査によって推計している数字では本県は5,400名となっております。以上です。

○**水間委員** 全国は出ているんだけど、全国の数字もおかしいというような不安定な数字じゃないですか。

○**篠田地域雇用対策室長** これは労働力調査によるものですが、全国で4万世帯、15歳以上10万人に対して毎月調査しておりまして、それから推計している数字でございます。宮崎県だと500世帯ぐらいを毎月調査しているんですけども、それでは各県ごとのフリーターの数とかのデータは出ないという状況になっております。

○**水間委員** 全国で170万人が、500世帯の中でここに出てきているのは確かな数字じゃないということになるんですね。不安定要素の中で、本県がどのくらい予想されるという数字ぐらいは県として押さえておったほうがいいんじゃないかという気がします、そこもわかりませんか。

○**篠田地域雇用対策室長** 全国の分は、先ほど説明しましたように、毎月4万世帯、15歳以上の方10万人を抽出しておりまして、そのデータをもとに推計しております。本県のデータでは500世帯ということで、各県ごとの数値は出ないというふうに聞いております。

○**水間委員** 大まかこのくらいはフリーターと

いう数字は前に出たことないですか。500世帯の調査の中でも出てこないんですか。

○**篠田地域雇用対策室長** フリーター数につきましては、全国の推移は出るんですが、各県ごとのデータは出ていない状況です。

○**水間委員** 本県独自で調査してみたらどうですか。それもできないんですか。

○**篠田地域雇用対策室長** この労働力調査というのは、月末1週間の労働力状態について調査しておりますので、フリーターだと月末の1週間に仕事を探したかどうかによって違ってくるものですから、なかなか調査は難しいのかなというふうに考えているところです。

○**水間委員** ニートのほうは、就業統計調査の中で5,400名という大まかな数字を言われました。フリーターについても、そういう流れの中では恐らくこのくらいはおられるだろうという推計はできないんですか。そして、フリーターはどのくらいいるか調査をしてみようとか、それもありませんか。

○**篠田地域雇用対策室長** 先ほどのニート数につきましても、労働力調査ではわからないということで、19年になりまして初めて、国が5年ごとの就業構造基本統計調査から推計したところでございます。先ほど言いましたようにフリーターについてはなかなか把握しづらいということで、国のほうでも都道府県別のデータを出していないところでございます。

○**水間委員** やる気もないようですのでもういいです。

○**太田委員** 質問にはならないかもしれませんが、データ等見ると高校生等の就職決定率もだんだん悪化しておりますし、国のほうも若者対策ということで、子ども・若者育成支援推進法をつくっているような対応をしているんですが、

きょうの新聞でしたか、年賀はがきを金券ショップに回しているというのが出ておりました。何でこういう話をするかということ、私が今までずっと相談を受けた人は郵便局の人が多いです。自殺を図った人もいます。うつ病の人もいます。自殺を図った人も局内で自殺を図った人もいます。その思いは相当な何かがあるんだろうと思うんです。例えば郵便局を挙げたときに、ノルマ性ということで追い込んでいないかという感じがするんです。データにあるように、七五三の問題ということで、若者の定着率が悪いというのは、理想的な教育を受けて、現実の社会に入っていくって挫折を味わわれる程度が、今は昔に比べてひどくなっているんじゃないかという気がいたします。受け入れ側の問題として、例えば労働者派遣法——これも変わってくると思いますけれども、こういったところを少し変えてもらわないと、こんなに国も努力し、自治体も努力していろんな政策を打ち出すだけけれども、なかなか難しいんじゃないか。

もう一つ言わせてもらおうと、資料の9ページに、子ども・若者育成支援推進法を今度国が打ち出して、こういうやり方をして国も自治体も頑張ろうではないかというのがあります。この中に「良好な家庭環境の重要性の明示」ということもあります。私たちが相談者の家庭の中に入っていくと、家の中がごみだらけ、片づけをしない、できない、そんなところの原点にぶち当たると、「良好な家庭環境の重要性」、本当にそうしなきゃいかんものだけれども、現実の今の世の中はそんなふうにはなっていないくて、うつ病、自殺の大量発生する背景がいっぱいでき上がってきているような状態に対して、非常に悲観的な感じがするわけです。日本の国の形が

精神的にもだんだん壊れていっているような気がします。行政の中で一生懸命努力されているところもあるわけですが、せめて働くということに関して受け入れるような形にしてもらいたい。特に派遣法的なもの、働く人を簡単に物のように扱うような働かせ方をしては、幾らこういうものをつくっても壊れていきますよということ、現場の体験として国に持ち上げていくことも必要じゃないかと思うんです。

これは質問にならないかもしれませんが、特に商工観光労働部長のところでは、そういう仕事の悩みがあるのではないかと思うんです。その辺を国のほうである程度変えてもらおうと、いい方向に進むところもあるのではないかと思っ、その辺の質問をしたところです。

**○渡邊商工観光労働部長** 国の政権も変わりましたし、いろんな観点から従来の制度については見直しをかけているんだろうと思います。我々も思想的には全く同じでございまして、安定した職業、ある意味で終身雇用的なよさもあったわけでございますので、そういう要素も入れながら、いい労働環境ができるといいと思っております。したがって、今回の若年者の関係、特に新規学卒者の雇用問題につきましては深刻に受けとめまして、どうしても県外が就職がいいわけですから、若者が外に出ていく可能性はある。宮崎県は人口減少してますます活力がなくなる、これは大変な問題だろうと思っております。そういう意味で、具体的な雇用対策、特に新規学卒者等若年者に焦点を絞った対策等も打っていかなくちゃいけないと思っております。

**○蓬原委員** 今の部長の言葉じりをとらえるということじゃないんです。結局、人材供給県の中で若者が外に出ていく、宮崎県の人口は減る。結婚適齢期の若者が減っていくわけだから、子

どもはますます生まれません。なぜ少子化・子育て支援特別委員会で商工観光労働部に来ていただいて若者支援の話をするかというのは、仕事に不安定だと経済的に不安定だから結婚はできない、結婚しない、子どもが生まれません、結果的には合計特殊出生率が向上しない、宮崎県の人口はふえない、そこに経済力が落ちていく、宮崎県はますます低迷していく、そういうことにねらいがあるわけです。若者が外に出ていかなないように、地元で就職していただける環境をつくること、これも大事だと思うんです。

それとUターンがあります。今、高卒の人は、宮崎県も全国も3年目でほぼ5割やめてしまっているわけです。ということは外に出ていった人たちも、それなりの経験をして技術を磨いて、帰ってきたい、帰ってくる。ところが、就職の世話をどうするか。外に出ていった若者に、宮崎県の生まれたところに定着して頑張ってもらおう。きょうの資料の中には、実際はやっていらっしゃることは知っていますが、若者のUターン者が、帰ってきたけど、自分の専門、せっかくいい経験値が生かせないということもあるので、そのあたりに力を入れていただくと、ある意味、宮崎県の技術等の底上げにつながると思うんです。Uターン者に対する仕事のあつせんとか、そのあたりのことを聞かせていただくとありがたいと思います。

**○篠田地域雇用対策室長** U・Iターン対策につきましては、宮崎人材バンクというのを設けておりまして、県外から宮崎に帰ってきたい方と企業とをマッチングさせるような取り組みをやっております。人材バンクができてからこれまでに1,388名の就職を決定している状況でございます。

**○蓬原委員** それだけ実績をお持ちだということ

とで、特に全国的に、リーマンショック以来物すごく不景気で人減らしを大企業はやっていますので、帰ってくる、来たいというU・Iターン希望者はかなりあると思うんです。宮崎県は、どうぞ帰ってきてよ、就職あつせん積極的にやっていますよということで、人材を確保できるいいチャンスでもあると思うので、もっともっと力を入れてやっていただきたいと思います。

**○渡邊商工観光労働部長** 先ほど景気・雇用対策特別委員会がありまして、その後こっちに上がってきたわけでございますけれども、雇用問題は、つまるところ企業の雇用吸収力あるいは産業振興に集約されるわけでございます。したがって、地場企業が事業拡大していただく、あるいは本県の特性を生かした食品産業を拡大していく、あるいは企業誘致も一生懸命やる、そういうところで我々として頑張るしかない。

もう一つは、新規学卒者、あるいはUターン、Iターン等の対策につきましても、宮崎の魅力をいかに発信するかということです。それはやっぱり産業、特に宮崎の農林水産業を中心とした産業で特徴を出しながら情報発信していく。あるいは最近では新エネルギーとかいろいろやっております。新産業創出に力を入れながら雇用をつくり出す。そういうことを我々商工観光労働部としては今、一生懸命、ない知恵をひねりながら一丸となっておりますので、やれる限りのことはやっていきたいというふうに思っております。

**○図師委員長** ほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑応答を閉めさせていただきます。

執行部の方はどうもお疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

---

午前11時53分再開

○**図師委員長** 委員会を再開いたします。

続きまして、協議事項であります。次回委員会での執行部への説明要求、資料要求等ございましたら御意見をお伺いいたします。先ほど水間委員から出ました内容は、再度確認後、調整しておきます。

ほかないでしょうか。

それでは、特にないようですので、次回につきましては、現在改定中であります第2期次世代育成支援宮崎県行動計画の素案と申しますか骨子ができてくると思われますので、その内容についての説明を求めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**図師委員長** では、そのような形で準備を進めさせていただきたいと思えます。

そのほか何か御意見ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**図師委員長** ないようですので、次回の委員会は11月定例会中を予定しております。その内容は、前回宿題になっておりました、押川委員、蓬原委員、西村委員から出ました離婚件数、結婚件数等の報告等もあわせて組み立てていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本委員会を閉会いたします。

午前11時57分閉会